

横浜保育室0～2歳児クラスの
保護者の皆様

登園日数に応じた保育料の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和3年9月10日付「緊急事態宣言の延長（令和3年9月30日まで）における保育所等の対応について（依頼）」でお知らせしました通り、「登園をしなかった場合の保育料」について、9月30日まで延長します。

1 対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- 横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料0円）	幼児教育・保育の無償化給付（上限37,000円）の対象
課税	今回の助成（日割り対応）対象者	

- 2の対象期間中に在籍した児童
- 横浜市民または川崎市民

2 対象期間

- ※ 8月20日（金）～9月30日（木）
- ※ 終了日は、緊急事態宣言が延長される等の理由により、変更になる場合があります。その場合は改めてお知らせします。
- ※ 10月1日以降の保育料については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。

3 保護者の皆様が行う手続

施設から返金を受けた場合は、受領証明書を施設にご提出ください。

※登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

4 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常保育料×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※ 運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564

(参考) 8月20日～9月30日の保育料の日割り対応例

前提：通常の保育料（保護者負担分）を58,100円とします。

<例1> 令和3年8月分

令和3年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○ …… 登園した日

◇ …… 登園の有無に関わらず利用料の対象となる日

8月25日(水)までは月～金曜日の間、毎日登園したが8月26日(木)以降は登園しなかった場合。

登園日数=19日

変更後の保育料(保育料)

$$58,100 \text{円} \times 19 \text{日} \div 25 = 44,156 \text{円}$$

返還額

$$58,100 \text{円} - 44,156 \text{円} = 13,944 \text{円}$$

令和3年9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

○ …… 登園した日

<例2> 令和3年9月分

9月1日(水)～25日(土)の間、登園しなかったが、9月27日(月)以降は、登園した場合。

登園日数=16日

変更後の保育料(保育料)

$$58,100 \text{円} \times 4 \text{日} \div 25 = 9,296 \text{円}$$

令和3年9月の開所日数は24日だが、保育料の日割り対応は、国の考え方にに基づき25で割る。

返還額

$$58,100 \text{円} - 9,296 \text{円} = 48,804 \text{円}$$

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）